

努力事項解説 その2 (小学校特別活動)

前回から、活動内容(1)「学級や学校の生活づくり」の内容を十分展開するために課題とされていることについて、具体的にどのようにしていけばよいか考えています。今回は、以下について考えてみます。

自発的、自治的活動の意義について理解して指導に当たっていますか？

「自発的」、「自治的」について、それぞれ考えてみます。

「自発的」とは？



自分たちの課題に自分たちで気付いたり
問題意識を持ったりすること

であり

「自治的」とは？



自分たちの所属する集団で民主的な手続き
によって決めたことに従って行動すること

です。併せると

自分たちの課題に自分たちで気付き、問題意識を持ち、
それについて、所属する集団で民主的な手続きに
よって決めたことに従って行動する活動

となります。



具体的に 説明します

「自発的な活動」とは、児童が、自分たちで自分たちの課題や問題に気づき、どうすればよいか自分たちで考えて行動するという活動です。教師に「みなさん、学級での生活をもっと楽しくした方がよいと思うので、みなさんで相談してみなさい。」と言われて、「わかりました。では相談します。」という経緯で始まる活動は「自発的な活動」とは言えません。「先生、僕たち、今の学級の生活には楽しい活動が足りないと思います。だから、みんなで相談して学級の生活が楽しくなるようにしたいので、今度の計画委員会で提案します。」というのが「自発的な活動」です。

しかし、「自発的な活動」だから、「教師は児童からの提案があるまでずっと待つ」ということはありません。後段で説明しますが、「教師の適切な指導の下に」となっていますので、教師は、児童の自発性を育て、児童が「自発的な活動」ができるように指導していく必要があります。

「自治的な活動」とは、児童が話し合って決めたことが尊重される活動です。自治とは「自分たちのことを自分たちで決める。」ということですから、この場合、児童が学級や学校で民主的な手続きにのっとった話し合いで決めたことが尊重されるということです。

ですから、「活動内容（1）学級や学校の生活づくり」の学級会で話し合われ、民主的な手続きにのっとって決定されたことについては、教師は尊重しなければなりません。また、「活動内容（1）学級や学校の生活づくり」の議題については、これは児童が決めるものですから、本来は年間指導計画に載せることはできません。（大まかな予想や予定として記載することはできますが、あくまでも予想や予定です。）

しかし、小学校学習指導要領（第6章 特別活動 第3 指導計画の作成と内容の取り扱い 2（1））に「〔学級活動〕、〔児童会活動〕及び〔クラブ活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、**教師の適切な指導の下に**、児童の自発的、自治的な活動が効果的に（以下略）」と示されています。

これは「自治的な活動」は、「全てを児童に任せる」ということではなく、「自治の範囲」があり、その範囲内で自治の活動を行うということを意味しています。だから、「**自治的な活動**」なのです。

「自治の範囲」外の内容（小学校学習指導要領解説特別活動編P.42）

- 個人情報やプライバシーの問題
- 相手を傷つけるような結果が予想される問題
- 教育課程の変更にかかわる問題（時間数、実施日時の変更など）
- 校内のきまりや施設・設備の利用の変更などにかかわる問題
- 金銭の徴収にかかわる問題
- 健康・安全にかかわる問題 など

大切なことは、自治の範囲について、前もって児童に知らせておくことです。

「自治の範囲（の中）で、みなさんがよく話し合い、ルールに則って決めたことは尊重されますが、自治の範囲外の内容については、みなさんが決めることはできないのですよ。」と伝えておきましょう。

例えば、「必要なのでお金を集めることに決定しました。」とか、「お楽しみ集会は体育館の予定でしたが、多目的ホールに変更することを決定しました。」などは自治の範囲外の内容です。



次回は、3の「学級活動の1時間ごとの指導計画はありますか？」
について考えていきます。
6月28日（金）頃アップの予定です。